

# 東海日中貿易センター

TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER



一般社団法人東海日中貿易センター 会長 嶋尾 正



会員の皆様、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

昨年は、新型コロナ流行後、日中間において懸案事項となっていましたビザ問題が解決し、また、

中国の日本産水産物の禁輸問題も輸入再開に日中両国が合意するなど、日中両国の関係が大きく前進する年になりました。

当センター事業も計画通り実行することができ、人的交流及び経済交流もコロナ前には及びませんが、かなり回復していると思えますし、会員からのビジネス相談もより実務に即した相談が寄せられました。

今年、当センターは創立70周年を迎えます。歴史を振り返りますと、1949年に設立準備として、名古屋商工会議所内に事務所を設置し、「中日貿易促進会東海支部準備会」が結成され、1955年6月に「日本国際貿易促進協会東海総局」として、任意団体の形式で55社の会員により創設されました。

センター初の訪中団となる「東海経済友好使節団」は、1964年9月に派遣され、15名の団員が、北京・武漢・ハルビン・長春・上海などを訪れ、日中間に国交のない時代より、友好交流を基礎にして経済交流を

続けて来られた先人の皆様方の功績が、今日にも続いていることに大変感銘を受けた次第であります。

日中国交正常化、中国の対外開放を経て、日中ビジネスが大きく進展するに伴い、センターの業務も貿易促進を主とした取組みから、合弁・合作・独資による中国でのビジネス展開をサポートする取組へと大きく変化し、2014年に一般社団法人へと移行し、本年は70周年を迎えるに至りました。

この70年の歩みの中では、日中両国関係の変化により民間のビジネスにも影響を受け、紆余曲折がありました。無事70周年を迎えることができましたのは、ひとえに会員各位の並々ならぬ、ご支援ご協力の賜物であり、紙面をお借りして、改めて敬意を表すと共に、深く感謝申し上げます。

これからも、センターは中国各地との連携を強化し、経済協力の基盤を整備し、日中両国間の経済貿易の促進を主とし、会員各位の中国ビジネスの一助となるべく努めて参りたいと存じます。

最後になりますが2025年は「巳年」であり、努力を重ね、物事を安定させていく意味合いの年となります。日中両国の平和友好の発展と会員の皆様にとって、益々飛躍される年になりますことを心よりお祈りし、また、本年も皆様の変わらぬご支援ご協力をお願いし、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 目次

年頭のご挨拶 一般社団法人東海日中貿易センター 会長 嶋尾 正	1
新年ご挨拶 中華人民共和国駐名古屋総領事 楊嫻	2
[会務報告] 理事会書面議決にて新入会員5社を承認	3
交流記録	3
2024年中国実務者交流会を開催	
～今年の中日経済交流懇談会は名称を変え企業の実務担当者との交流～	4
[後援セミナー] 第23回 愛知大学中国公開講座 習近平中国をどう理解したらよいか	4
山東省政府駐日本経貿代表処設立20周年記念祝賀会が開催	
～山東-日本経済貿易合作交流会議～	5
日本人短期ビザ免除再開	5
[中国実務セミナー] 中国弁護士・弁理士が語る中国ビジネス環境の過去と未来	6
中央経済工作会議が開催	6
日本・中部地区 中国進出企業一覧(電子版)発行	7

大阪・関西万博 中国パビリオン	7
[寄稿] 税関自主開示の更なる拡張・緩和・明確化	8
滄州デスクNEWS	10
常州デスクNEWS	12
常熟デスクNEWS	13
錫山デスクNEWS	13
揚州デスクNEWS	14
江門デスクNEWS	14
1月以降の行事案内	15
中部国際空港発着 中国線フライトスケジュール	15
[資料] 今年日本国内で開催される主な中国関連商談会	16
[資料] 今年中国各地で開催される主な展覧会	16
中国経済データ	18
中国短信	22

# 新年ご挨拶

中華人民共和国駐名古屋総領事

楊 嫻



新年明けましておめでとうございます。中国駐名古屋総領事館を代表して、謹んで皆様へ新春のご挨拶を申し上げます。

去年は、中華人民共和国建国75周年の節目であり、複雑な国際情勢と国内の問題の深刻化という厳しい状況に直面している中、中国政府は困難を正視し、積極的な姿勢で一連の追加経済対策を打ち出し、経済の持続的な回復と好転を強く推し進め、通年で5%前後の経済成長目標の達成や世界最大の経済成長エンジンの役割を果たし続けることを確信しています。24年第1～3四半期、中国国内総生産(GDP)は前年同期比4.8%増となり、各四半期の成長率が起伏したものの、大きな変動がなく、世界の主要国と比べてもトップの地位をキープしました。1～11月の物品貿易額は前年同期比4.9%増の39兆7,900億人民元で、これは、7年連続で最大の物品貿易国の地位を維持し、2023年の輸出が世界の14.2%を占めるという事実からさらに発展させたものであります。「大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動計画」が設備投資や消費をけん引し、1～10月期の設備工具・器具購入投資は前年同期比で16.1%増加し、関連商品の小売売上高は1兆元を超えました。

最近の中央経済工作会议では、「中国経済には安定した基盤、多くの優位性、強い強靱性、大きな潜在力があり、それを支える条件と長期的で安定的な発展の流れは変わっていない」と指摘しました。今年、中国はさらなる財政出動と金融緩和措置を実施し、精力的に消費を後押しし、投資の効率を向上させ、内需を拡大し、ハイレベルの対外開放を拡大し、引き続き圧倒的な超大規模市場の優位性を生かし、我が国の新たな発展によって世界各国に新たなチャンスをもたらし続けるとしています。

今年、東海日中貿易センター設立70周年であり、この70年間、中日両国の友好と経済貿易関係の発展に多大なるご尽力いただきました。日本中部地方は中国との経済貿易交流に密接に関わっており、中国進出の企業が3,000社を超え、その多くは中国の改革開放に参加、中国の発展に積極的に貢献するとともに、自社の発展を遂げてきました。現在、両国の経済成長と産業構造の改革につれ、中日経済貿易協力は垂直分野から水平分野へと構造を転換しつつあります。同時に、両国経済の相互補完的な優位性は長期にわたって存在し続け、デジタル経済、グリーン転換、医療介護などの分野での協力には大きな可能性が潜んでいます。

市場は重要な資源であり、企業の声からはっきり見えます。最近の中国日本商会のアンケート調査結果によると、対中投資を「増加する」や「現状を維持する」と回答した日系企業が56%であり、中国市場を「一番重要な市場」及び「3つの重要な市場の1つ」とする回答が49%でした。中国は既に日本人の短期滞在ビザの免除措置を再開し、滞在期間を15日から30日に延長し、両国の人的往来や経済貿易協力を更に盛り上げると期待しております。

去年11月、習近平国家主席と石破茂首相はペルーで会談を行い、戦略的互恵関係を全面的に推進することを再確認し、両国関係の改善・発展のための方向を示しました。当総領事館は中部各界の皆様とともに、両国指導者の重要な共通認識を共同で実行に移し、各分野の交流・協力を深めるために橋を渡していきたい所存です。

最後になりますが、次の70周年に向けて、貴センターのますますのご活躍とご発展、会員の皆様のご健勝とご多幸、並びに中日経済貿易協力の健全な発展を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 理事会書面議決にて新入会員5社を承認

10月開催の理事会以降に入会申込のあった下記5社について、書面議決による臨時理事会を開催した結果、12月23日(月)に理事会の承認があったものとみなされ、入会が承認された。

## 1. 三洲電線株式会社

事業内容: 各種電線用芯線、電線、ケーブル、ハーネス品の製造・販売

## 4. イマキゴム株式会社

事業内容: 各種産業に使用されるゴム・樹脂関連部品の製造・販売

## 2. NEI 株式会社

事業内容: 商社(金属・プラスチック製品、機械加工・自動車関連電子部品等)

## 5. 株式会社パートナーホールディングス

事業内容: コンサルタント業

## 3. 浙江省駐日本(東北亜) 商務代表処(準会員)

事業内容: 日本と浙江省の経済貿易を促進する為に設立した駐在事務所

## 交流記録

### <合肥市訪問団>

12月10日(火)、姚亜妹・安徽省合肥市政治協商会議副主席一行11名が来名され、大野専務理事と中村業務グループ課長が対応した。

嶋尾会長を団長とする中部経済界訪中団が安徽省合肥市を訪れた際に、姚亜妹・合肥市政協副主席・工商聯主席、陶亜俐・合肥市人民政府外事弁公室副主任らとの会食に招かれ、団員一同と楽しく交流を行った。

ちょうど訪中団の報告書もできたばかりで、大野専務理事より、訪中時の御礼と訪中団で安徽省を訪れた際の全体の感想を伝えた。

安徽省合肥市には当地域からの進出企業が少ないが、安徽省には中国でもトップクラスの企業が多く、急成長を遂げており、今回の訪日団の中にも企業5社が同行していた。

安徽省では毎年9月に「世界製造業大会」が開催されており、モノ作りを主とした産業交流が盛んに行

われている。当地域では、これまで安徽省との交流が少なく、省内各都市の日本における知名度も高くないが、発展の著しい省として注目していきたい。

姚亜妹 合肥市政協副主席・工商聯主席

王智源 合肥市政協研究室主任

俞成山 合肥市長豊県政協主席

梁建文 合肥市経済技術開発区管委會副主任

陶亜俐 合肥市人民政府外事弁公室副主任

王 欣 合肥市工商聯会員処処長

徐 強 安徽中鑫継遠情報技術有限公司董事長  
合肥市青年商會會長

賈浩梅 合肥実華パイプ部材有限責任公司董事長

黎海峰 安徽愛德森堡物流有限公司董事長  
合肥市黄岡商會會長

周 昕 安徽言安百貨商貿有限公司董事長

蒯 贊 安徽元琛環保科技股份有限公司副總經理

# 2024年中国実務者交流会を開催

～今年の中日経済交流懇談会は名称を変え企業の実務担当者と交流～

12月17日(火)、中華人民共和国駐名古屋総領事館の主催、当センターの共催で標記交流会を開催した。同交流会は、これまで毎年開催されている「中日経済交流懇談会」を、講演会形式から企業の実務担当者を招いた小規模交流会形式に変更して行われた。

交流会の冒頭、楊嫻総領事は「師走の忙しいときにお集まりいただき感謝申し上げます。今回の交流会では中国業務の実務を担当している皆様にお集まりいただき、業務に関する本音をお伺いしたいと思う。皆様のご意見、ご要望、また皆様が抱える課題や困難をお聞きし、総領事館としての今後の協力の参考にしたい。



数日前に、北京で中央政府による中央経済工作会議が開催され、今年の経済状況を回顧するとともに、来年の経済成長を安定させるための重要な任務

が発表された。

一方、外交面では、11月に習近平主席と石破総理がペルーで会見し、戦略的互惠関係を全面的に推進するために両国が共に努力することが再確認され、また新しい時代に合致した建設的且つ安定した中日関係を構築する事でも合意された。また、企業の皆様が切望されていたビザ免除措置問題も解決され、両国間の経済貿易交流が更に促進されることが期待される。

本日の交流会が参加者双方にとって有意義なものになる事を期待している」と挨拶した。

次に「中国事業の現状報告」として、6社の代表がそれぞれ自社の事業、中国事業の紹介や、現在抱えている課題や要望について発表し、その後3テーブルに分かれて交流が行われた。

当日は、15社からの企業実務者と総領事館からは総領事をはじめとする5名、当センターからは4名が参加し、交流を行った。

## 後援セミナー

# 第23回 愛知大学中国公開講座 習近平中国をどう理解したらよいか

12月10日(火)午後、中部経済同友会・愛知大学の共催により、標記講演会が愛知大学名古屋キャンパスグローバルコンベンションホールにて開催され、当センターなどが後援した。

講師には、垂秀夫(たるみひでお)・立命館大学教授、慶應義塾大学総合政策学部特別招聘教授(元中国特命全権大使)を招き、前半では中国をどう理解するかをテーマに現在の習近平主席が統治する中国の内政・外交を鄧小平時代と比較しながら社会科学的に解説がされた。



垂氏は「鄧小平政権では1つの中心、2つの基本点を提唱し、共産党主導で改革・開放による経済発展を目指した。江沢民、胡錦濤も依然として経済発展

を目指したが、習近平は『国家の安全がまず土台にあってそれから経済』という別のアプローチに変えた」と述べ、経済発展よりも習近平が望んだ「体制の安全、国家の安全、社会の安全」の構築は実現できているとしながらも、国家の安全を最優先する中国の内政について警鐘を鳴らした。

後半では米中関係について、バイデン、トランプの外交事例からそれぞれの特徴や比較を行い、今後の米中関係に持論を展開した。

質疑応答では、台湾有事の可能性について質問が出たが、「武力統一というのはあらゆる選択肢の中で『下策の下策』であるため考えにくい」とし、その理由として台湾には手に入れば「ゲームチェンジ」が起きうるTSMCなど最先端の半導体基地があることなどを挙げた。

当センターからは大野専務理事と佐合業務グループ主任が参加した。

# 山東省政府駐日本経貿代表処 設立20周年記念祝賀会が開催

～山東-日本経済貿易合作交流会議～

12月17日(火)午後、東京都内のホテルにて山東省政府駐日本経貿代表処の主催で、山東-日本経済貿易合作交流会議、並びに山東省政府駐日本経貿代表処設立20周年祝賀会が盛大に開催された。

同代表処は当センター会員であり、山東省には多くの会員企業が進出し事業を展開している。

2023年の中部経済界訪中団では、山東省の省都である済南市と沿海部で発展の著しい青島市を訪問し、視察・交流を行った。また、2019年12月に愛知県経済産業局と山東省工業・情報化庁との間で経済交流に関する覚書を締結しており、今後の経済交流が期待される省でもある。

交流会議では、沈瑜婷・山東省政府駐日本経貿代表処首席代表が司会を務め、来賓を代表して羅曉



梅・中国駐日本大使館経済商務公使らが挨拶した。

続いて、青島市、煙台市、威海市、日照市の駐日事務所の代表と濰柴動力(東京)イノベーションセンターの代表がプレゼンテーションを行った。

続いて、祝賀会が行われ、約90名の企業代表者が出席し、当センターからは大野専務理事が出席した。

## 日本人短期ビザ免除再開

中国外交部は昨年11月22日、日本を含む9カ国に対し短期滞在ビザを免除すると発表した。2024年11月30日～2025年12月31日の期間中、一般旅券を所持し、商業・貿易、観光、親族訪問、交流・訪問、トランジットを目的に、中国に30日以内滞在する場合、入国ビザが免除となる。既存のビザ免除措置対象国(右表)についても、今回の発表に合わせて滞在期間が15日以内から30日以内に拡大した。

中国は日本に対して、新型コロナウイルス感染拡大した2020年3月31日以降、ビザ免除措置を停止していたが、約4年8ヵ月ぶりに再開された。ビザ免除再開にあたっては、これまで中国サイドが中国人の訪日でも同様のビザ免除措置を求めていたため、交渉が難航していたが、今回中国側よりビザ免除の発表があった。

### 【ビザ免除措置の対象国】

23.12.1	フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、マレーシア (6カ国)
24.3.14	スイス、アイルランド、ハンガリー、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク (6カ国)
24.7.1	ニュージーランド、オーストラリア、ポーランド (3カ国)
24.10.15	ポルトガル、ギリシャ、キプロス、スロベニア (4カ国)
24.11.8	スロバキア、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、アイスランド、アンドラ、モナコ、リヒテンシュタイン、韓国 (9カ国)
24.11.30	日本、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、モンテネグロ、北マケドニア、マルタ、エストニア、ラトビア (9カ国)

## 中国弁護士・弁理士が語る 中国ビジネス環境の過去と未来

11月26日(火)、当センター法律顧問の魏啓学・林達劉グループ総責任者、中国弁護士・弁理士を講師に招き、公益財団法人あいち産業振興機構との共催で、標記セミナーを開催した。

講師は中国の特許法の立案に参画するなどの活動を経て、今は知財事務所の経営者として日系企業の中国ビジネスをサポートしており、長年に渡り、中国のビジネス環境を見てきた。本講演会では、講師の経験を基に、これまでの中国の事業環境の経緯、現在のビジネス環境で日本企業が留意すべきポイントについて、講師からのアドバイスがあった。

講義冒頭では、中国のこれまでのビジネス環境について、改革開放後に外資が進出するに当たり、知財保護制度を設ける必要性が生じ、講師は制度を

立案する過程で各国の知財制度を調査したなど自身の経験の紹介があった。中国の経済成長を支えた3本柱としては、「国際貿易」「投資」「不動産」を挙げ、現在ではいずれも困難な状況にあると解説があった。今後の中国经济については、民営・国有企業問わず中国全体でハイテク分野へ注力しているため、5年後、10年後もハイテク分野は更なる発展を遂げるのではないかと見解を語った。

次に日系企業が中国事業を行うに当たっての留意点として「技術」「販売」「契約」「市場調査」におけるポイントについて、講師の経験、知財保護の観点から説明があった。

当日は、企業の管理層、中国事業責任者、知財担当者など28名が参加した。

## 中央経済工作会议が開催

12月11日、12日に翌年の経済運営方針を決定する同会議が開催された。

会議では、今年の経済運営を総括し、2025年のマクロ的な経済工作の目標を、安定した経済成長、雇用と物価、国際収支のバランスを維持し、住民所得の増加と経済の成長を同時に促進するとし、下記9つの重点任務(要約)を提起した。

### 1. 消費を促進し、内需を拡大する

低・中所得層の所得増加や消費促進のための特別措置を講じて、消費を向上させる。中央予算の範囲内で投資を適度に増やし、政府投資を活用して社会投資を効果的に推進する。

### 2. 技術革新を進め、現代産業システムを構築する

基礎研究と基幹技術研究を強化し、人工知能を活用した未来産業を育成する。グリーンテクノロジーを活用した伝統産業の改革を推進する。

### 3. 経済体制の改革を深化する

国有企業改革の質を向上し、民営経済促進法を導入する。統一市場構築のための法的整備を推進する。

### 4. 高水準な対外開放を拡大する

自由貿易試験区の改革を進め、外国人投資促進制

度とメカニズムの改革を深化する。通信、医療、教育などの分野での開放に向けたパイロットを拡大する。「一帯一路」の質の高い共同建設を推進する。

### 5. 重点分野のリスクを有効に防ぎ解消する

不動産市場の持続的な安定化と地域中小金融機関のリスクへの適切な対応に努める。

### 6. 新型都市化と農村の融合的発展を推進する

新たな都市化と地方活性化を推進し、農業の効率化や収入増加の施策を実行する。

### 7. 地域戦略を推進し、地域の発展活力を増強する

東部、中部、西部、東北の地域間の産業を連携し、新たな成長極を育成する。

### 8. 経済・社会発展の全面グリーンシフトに注力する

炭素排出削減、汚染排出削減、グリーン成長を踏み込んで推進し、経済・社会発展の包括的なグリーン化を加速する。

### 9. 人々の暮らしを確実に保障し改善する

人々の生活を保障し改善するための取り組みを強化する。大規模な貧困が起らないよう雇用支援計画を実施する。義務教育の質を向上し、医療・介護インフラを整備する。生育支援政策を完備し、高齢者介護サービスを拡充する。

# 日本・中部地区 中国進出企業一覧(電子版)発行



当センターは、会員企業の皆様の協力の下、「日本・中部地区中国進出企業一覧」を毎年作成しており、この度編集作業が終了した。

同一覧の電子版をご入力の方は下記お問合せフォーム(以下URL)の「お問合せ内容」に「企業一覧送付希望」とご入力の上、ご送信ください。

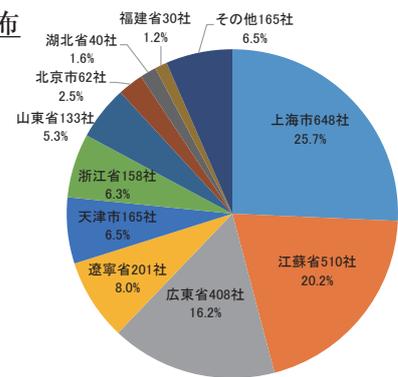
<https://www.tokai-center.or.jp/contact/>

今回の掲載概要は下記の通り：

## 1) 掲載件数の推移



## 2) 中国省別の分布



# 大阪・関西万博 中国パビリオン



中国パビリオンのイメージ図  
(中国国際貿易促進委員会提供)

今年4月13日(日)～10月13日(月)に大阪・夢洲で開催される2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に中国は公式参加出展国として出展することが決定しており、現在、中国側出展窓口である「中国国際貿易促進委員会」を通じて、中国パビリオンの設営が進められている。このパビリオンは、出展国の自国で建設されるパビリオンのうち、最大規模の1つとなっている。

## <中国パビリオン概要>

テーマ：自然と共に生きるコミュニティの構築  
～グリーン発展の未来社会～

総面積：3,500㎡

パビリオンの外壁は、中国の伝統的な書道の巻物を広げた形をモチーフにしており、観客に強い中国の要素と豊かな文化的雰囲気を一目で感じてもらえるように工夫されている。

自然に由来し、自然に順応し、自然と調和して生きる中国文化をアピールする展示となる。

## <主なイベント>

### 中国ナショナルデー

開催日：7月11日(金)

※詳細は未定 後日決定後紹介

### 中国各省市による都市ウィークイベント

※愛知万博・中国館で行われたような中国各省・市のイベントを週替わりに行う予定。詳細は後日決定後紹介

※その他イベントスケジュールについても、情報を入手次第紹介予定

# 税関自主開示の 更なる拡張・緩和・明確化

金杜法律事務所(King & Wood Mallesons)パートナー弁護士  
北京外国語大学国際制裁・輸出管理研究センター共同委員長 劉新宇

## 1. はじめに

違反行為自主開示の処理について、中国の税関総署は2023年10月8日、「違反行為自主開示の処理に係る事項に関する公告」(税関総署公告2023年第127号。以下、「127号公告」という)を公布した。127号公告の有効期間は、2023年10月11日から2025年10月10日までとされ、最も注目すべきは、自主開示による税関処罰免除の適用範囲が「税に係るもの」に限定されず、その他の申告項目を含む「税に係わない」ものへと拡張され、時間的な要件も緩和した点である。これにより、税関自主開示政策の適用範囲の拡張、適用の時間的制限の緩和、具体的な要求の明確化がなされたと評価されている。

さらに、127号公告を基盤として、より良いサービスを提供し、対外貿易の質と量を安定させ、高級認証企業(以下、「AEO企業」という)の優遇を持続的に高めるため、税関総署は、127号公告に定めた一部の行為類型に対して、その時間的制限をさらに緩和すべく、「高級認証企業における違反行為自主開示の処理に係る事項に関する公告」(税関総署公告2024年第87号。以下、「87号公告」という)を2024年7月22日に公布・施行した。

近年、中国税関は「誠実信用には便宜、信用失墜には懲戒」という企業管理理念の下、中国の国情に適應した自主開示制度の確立を積極的に模索している。企業の自主開示に関する税関の要求について、税関総署は2019年には第161号公告を、2022年には第54号公告をそれぞれ発した。本稿では、自主開示制度を大幅に更新した127号公告を中心に、その詳細を検討するとともに、87号公告の要点及びAEO企業に供与された便宜について解説する。

## 2. 127号公告の要点解説

### (1) 自主開示による処罰免除の範囲の拡張

127号公告は、自主開示処罰免除の範囲を、54号公告の「税に係る違反行為」から「違反行為」へと拡大した。

54号公告において、税に係る違反行為とは、「税の徴収に影響する税関監督管理規定に違反する行為」をいうものとされ、税関による公式の解説では、税に係る違反行為について、「例えば納税の遺漏、納税の過少、国の輸出税還付の管理への影響付与等、税関の監督管理規定に違反して税の徴収管理に影響を与える行為」であると説明している。これに対し、127号公告は、「税関規定違反行為」へと拡張しており、これまでの税に係る違反行為に加えて、国の輸出租税還付の管理に影響を与える行為も明らかに自主開示処罰免除の適用範囲に含めたほか、加工貿易における単位あたり消耗量の過大申告、税関統計の正確性への影響付与、税関の監督管理秩序への影響付与、税関の貨物監督管理手続に関する違反及び税関検査検疫業務規定への違反の行為を新たに追加した。

また、127号公告は、自主開示処罰免除が適用されない範囲として、①国の輸出入の禁止に関する管理、輸出租税還付の管理又は税徴収及び許可証の管理に影響を与え、「税関行政処罰実施条例」18条に定める処理が適用される行為<sup>1</sup>、②「検査類事項」又は「検査類が安全、環境保護又は衛生類と関わる事項」に関する違反行為<sup>2</sup>を定めた。

一方、127号公告第1条4号及び8号により、通常の加工貿易及び検査類に関わる税関規定違反行為には自主開示処罰免除が適用されないとされているもの

<sup>1</sup> 127号公告1条7号。

<sup>2</sup> 127号公告1条8号。

の、これらの税関規定違反行為が127号公告1条1号又は2号の要件を充足しさえすれば、127号公告が適用され処罰免除となりうる。

## (2) 処罰免除要件の明確化

127号公告は、自主開示処罰免除の前提は速やかな是正であり、具体的な行為に対してより明確な条件を定めている。例えば、税に係る違反行為について、処罰免除の条件は、1)6か月以内に自主開示を行うこと、2)6か月を超え2年以内の自主開示を行うものであって、かつ①納税の遺漏若しくは過少納付の要納税額に占める比率が30%以下、又は②納税の遺漏若しくは過少納付が100万元以下のうちのいずれかを満たしていることである。

一方、AEO企業に対して、87号公告は127号公告に定められた一部の行為類型の時間的制限をさらに緩和した。例えば、税に係る違反行為について、6か月以内、6か月を超え2年以内の自主開示という制限をそれぞれ1年以内、1年を超え2年以内へと変更した。

## (3) 税に係る違法行為に関する自主開示の時間的制限の緩和

今回の127号公告及び87号公告は、税に係る違反行為において、税関に自主開示を行う時間的要件を違法行為実行日から「2年以内」へと緩和した。他方、国の輸出税還付管理及び税関統計の正確性に影響を与える違反行為などについては、127号公告及び87号公告(一部の行為類型のみ)がそれぞれ自主開示の時間的制限に関する要件を設けた。

時間的制限の要件がないものは、違反行為の実行日から2年以内に税関への自主開示をしなければならぬと解され、これも「行政処罰法」の処罰時効に関する一般規定と一致する。「行政処罰法」は、違法行為が2年以内に発見されなかったときは行政処罰を行わず、公民の生命・健康・安全、金融の安全と関わり、かつ、危害の結果があるときは、法律に別段の規定がない限り、その期間を5年に延長すると定めている。したがって、127号公告及び87号公告が適用可能な行為については、2年以内に自主開示をした場合に処罰免除が得られる。2年を超過した後に「自主開示」をした場合においても、その行為は一般に行政処罰の処罰時効期間を既に超えているた

め、行政処罰に処されないと解される。

## (4) 「同一行為」に対する再度の自主開示の要件の明確化

127号公告はさらに「同一の税関規定違反行為」の定義について、「性質が同一で、同一の法律条文の同一の項及び号の規定に違反する行為」であると明らかにし、同一の行為の時間的限定として「1年以内(連続12か月)」を追加した。同一の税関規定違反行為について、1年以内に税関に対し2回目以上の自主開示をしたときは、127号公告が適用されない。すなわち、1年後の自主開示であれば127号公告が適用されると解される。

また、最も注目されている特許権使用料について税関に再度の自主開示を行うことに関する要件を明確化し、「同一の貨物に基づいて行われた1回又は複数回の権利の許可」であってはならないものとした。この事情でさえなければ、特許権使用料に関する違反行為について、再び税関に自主開示を行うことができる。

注意を要する点として、同一の税関規定違反行為について、初めて税関に自主開示を行った時点とどのように確定するのかという問題がある。税関総署の公式WeChatアカウントにおける解説は、127号公告の施行日たる2023年10月11日後に初めて開示を行った時点が税関に対する「初回」の自主開示の時点になると説明している<sup>3</sup>。このため、127号公告施行前の自主開示は「初回」とは認定されない。

127号公告は、自主開示を行い、税関により警告又は100万元以下の過料に処された行為については、税関企業信用認定状況の記録に含めず、AEO企業が税関規定違反行為の自主開示をしたときは、税関の調査期間において当該企業に対する相応の管理措置等の適用を停止しない(ただし、検査類が安全、環境保護又は衛生類と関わる事項を除く)ことを明らかにした。また、滞納金減免の要件を、「税関が自主開示と認定して行政処罰をしなかったこと」から「税関が自主開示と認定したこと」へと緩和された。

## 3. 127号公告下の具体的な実務の検討

127号公告の運用についてより適切な説明を行う

3 <https://mp.weixin.qq.com/s/eZm9FCwX5lWgVfXEfc08TQ>

ため、類似案件を取り扱っている筆者の実務経験を踏まえ、具体的な事例を通じて、自主開示の運用を検討するものとした。

### (1) 違反行為の実行日の認定

J社は2023年10月11日に税関に「自主開示報告書」を提出し、2022年9月からその時点まで燃油サーチャージの申告をしておらず、2023年5月と同年9月にそれぞれ未申告による過少納付分を支払ったことを明らかにした。2023年5月の支払は2022年9月から2023年3月までの輸入貨物に対するもので、納税遺漏額は120万元、2023年9月の支払は2023年4月から2023年9月までの輸入貨物に対するもので、納税遺漏額は200万元であったが、本件に127号公告は適用されるか検討したい。

#### 【検討】

127号公告1条に定める行政処罰不実施の事情の多くは違反行為の実行日と関連している。例えば、①税に係る違反行為を実行した日から6か月以内に税関に自主的に開示をしたこと、②税に係る違反行為を実行した日から6か月を経過したものの、2年以内に税関に自主的に開示を行うとともに、納付の遺漏若しくは過少に係る税額が要納税額の30%以下であり、又は納付の遺漏若しくは過少に係る税額が100万元以下であることとの要件が定められている。

本件において、関連する輸入貨物の申告日、燃油サーチャージの確定日又は実際の支払日のうちいずれが違反行為の実行日となるのかについては、実務と学説の両面において争われている。「輸出入関税条例」及び「税関輸出入貨物徴税管理弁法」（税関総署第272号令）の関連規定からすると、燃油サーチャージについては貨物の申告の日をその発生日とすべきと考えられる。本件違反行為は燃油サーチャージの未申告であり、違反行為の実行日は燃油サーチャージの申告日すなわち関連する輸入貨物の申告日である。具体的に、2023年9月に支払われた燃油サーチャージに対応する「違反行為の実行日」は、2023年4月から2023年9月までの期間となる。この「違反行為の実行日」は自主開示日から6か月以内であり、127号公告1条1号に基づき不処罰として処理しなければならない。

他方、2023年5月に支払われた燃油サーチャージ

については、その支払日が自主開示日から6か月を超えていないとはいえ、それに対応する「違反行為の実行日」は2022年9月から2023年3月までの間であり、「違反行為の実行日」が開示日から6か月以上で、税額が100万元超となるため、不処罰を定める127号公告1条2号の規定は適用されないと考えられる。

### (2) 申告行為連続の認定

I社は2023年10月13日に税関に「自主開示報告書」を提出し、2021年11月10日から2023年10月までの期間、64031900のHSコードで防護靴の輸入申告をしていたものの、そのHSコードは誤っており、実際には64034000に分類すべきであったことを明らかにした。そのうち、不実申告による2023年4月13日から10月までの過少納付税額は50万元、2021年11月から2023年4月までの過少納付税額は170万元に上った。税関は2022年10月13日に自主開示を受理した。本件において、連続行為であるとの認定の下、127号公告を適用して不処罰とすることは可能か検討したい。

#### 【検討】

上記(1)で述べたとおり、127号公告1条は、輸出入企業が税関の規定に違反する行為を自主的に開示した場合において、行政処罰を行わない事情を定めている。

本件におけるI社の違反行為はいずれも税の過少納付であることから、税に係る違反行為であり、そのうち2023年4月から2023年10月までの期間に行われた行為については、127号公告1条1号の「税に係る違反行為を実行した日から6か月以内に税関に自主的に開示した」に該当し、行政処罰は行われない。これに対し、2021年11月から2023年4月までの期間に行われた行為については、過少納付税額が100万元を超えるため、金額が127号公告1条2号の規定に適合せず、行政処罰に処される可能性がある。

それでは、本件の申告行為が連続状態にあると認定し、違法行為が連続状態にあることに依拠した場合、行為の終了日から起算して、本件において終了日を2023年10月と認定することは可能か。これについて見解が分かれている。1つの見解は、「行政処罰法」のほか、「違法行為の連続又は継続状態の確認方法」に関する湖北省人民政府法制弁公室からの伺いに

対する「国務院法制弁公室の返信」(国法函[2005]442号)の規定によると、違法行為の連続状態とは、同一の違法の故意に基づいて複数の独立した行政違法行為を連続して行い、同一の行政処罰規定に触れることをいう。本件において、独立した複数の行為の性質が同じで、いずれもHSコードの不実申告により税関の徴税に影響を与えるものであり、しかも同一の法律規定に触れるもので、2つの行為の間隔は6か月を超えていない。自主開示日から6か月以内であるため、不処罰とすることができる。他方、連続状態の認定は、行政処罰の追訴期限の判断に用いるものであり、自主開示の違法行為に対応する時間の判定には用いられないとの見解も主張されている。

実務上、税関は一般に、本件の行為が連続状態にあるとは認定せず、各行為の申告日が違法の日となる。したがって、2021年11月から2023年4月までの間における本件の不実申告の行為は、過少納付税額が100万円を超えるため、127号公告の規定に適合せず、処罰が行われうる。

#### 4. 自主開示の活用に関する提案

自主開示は輸出入企業に自主検査の是正及び違法便宜の道を与え、企業による誤りの自主的な是正を指導し、自主的なコンプライアンス遵守を奨励する。127号公告は「**違法便宜(法令遵守をした者への便宜)**」、「**寛大厳格の調和**」及び「**処罰と教育の結合**」という税関の法執行の理念を十分に体现している。これに加え、87号公告はAEO企業に更なる優遇を与えた。これらの優遇政策の十分かつ適切な活用をする観点から、以下のことが提案される。

##### (1) 輸出入コンプライアンス制度と作業プロセスの確立・健全化

コンプライアンス制度は業務の規範的運営の基礎であるゆえ、企業においては、輸出入コンプライアンス制度と作業プロセスの確立・健全化を速やかに行う必要がある。これについては、輸出入業務と関わる貨物・書類・資金・情報の流れに関する規範的な運用ガイドライン、社内記録を確立し、各段階における担当者の責任を明らかにすることが挙げられる。さらに、輸出入貨物申告項目の確定とデータベースの構築も求められており、これにはHSコー

ド、価格、監督管理証書、検査検疫要件、重点製品目録等が含まれる。このように、社内でコンプライアンス制度と自主開示制度を確立することにより、法に従った社内輸出入管理を行うことができる。

##### (2) 定期的なコンプライアンス評価の強化による輸出入リスクの速やかな発見

税関よりも早くリスクを発見して自主的に税関に報告して、税関から自主開示の認定を受けることは、処罰免除の前提である。したがって、税関が重視する税・検査検疫・証書関連の項目について、企業は輸出入業務のコンプライアンス評価を定期的に展開しなければならず、これには主要製品の分類、輸入貨物の原産地申告、許可証、関連会社との取引価格、検疫・製品安全・環境保護・衛生類に関する検査項目等が含まれる。

##### (3) 自主開示の確実な展開

真実性・正確性・完全性は自主開示の要である。「税関査察条例実施弁法」は、報告内容に事実との著しい相違又はその他違法行為の隠蔽があるときは、自主開示とは認められないと明確に定めている<sup>4</sup>。したがって、企業においては自主開示に関する研修を強化するとともに、自主開示の対応措置も確立しなければならない。具体的には、自己調査によって判明した問題について、自主開示処罰免除制度が適用されるか否かの評価、及び問題発生 of 責任に関する評価を行い、効果的な是正措置を講じることが考えられる。

#### <執筆者プロフィール>

金杜法律事務所(King & Wood Mallesons)パートナー弁護士  
北京外国語大学国際制裁・輸出管理  
研究センター共同委員長 劉 新宇



上海復旦大学法学部卒業、早稲田大学大学院民法修士号を取得。中国中央官庁直轄の大手国有企業(法務責任者)、北京市の有力法律事務所、日本留学、日本の大手総合商社(中国法顧問)を経て、2005年に金杜法律事務所に入所、現在に至る。

主な取扱分野は、企業M&A、税関・貿易コンプライアンス、紛争解決等。中国政法大学大学院特任教授、中日民商法研究会副会長も兼任。

<sup>4</sup> 税関査察条例実施弁法25条。



**黄驊港綜合港区9号・10号バース**

黄驊港綜合港区の第9、10号公共バースプロジェクトの建設現場で、杭打ち船が長さ48メートルのコンクリート角杭を海底に打ち込むことに

成功した。

このプロジェクトは滄州市初の10万トン級深水バースを2か所建設するもので、総投資額は15.8億元でバースの全長は559メートル、陸地面積は44.72ヘクタールで、主に肥料、鉄鋼製品、その他雑貨を取扱い、その年間設計処理能力は475万トンとなっている。



**再度「グリーンポート」の称号を受賞**

APECポートサービスネットワーク(The APEC Port Services Network)がこの程マレーシアで開催したフォーラムに於いて、黄驊港は2021年に続き再

度「グリーンポート」の称号を受賞した。

黄驊港では、太陽エネルギーとグリーン電力の大規模利用、陸上電力の利用、グリーン照明などの施策を通じて成果を上げてきており、インテリジェントで洗練された港湾環境の管理・制御を実現した。

**泊頭の鴨梨**

鴨梨(ヤーリー)は、中国原産の梨で、鴨が首をすくめた姿に似ている形からその名がついたといわれており、滄州市管轄



の「泊頭市」の特産品で、1000年以上の歴史がある。

現在、泊頭市での年間生産量は約50万トン、生産額は30億元以上で、中国国内市場だけでなく、ヨーロッパ、アメリカ、東南アジア、中東など30以上の国と地域に輸出されており、滄州市の重要な輸出品となっている。



**日本地方銀行上海事務所長一行が常州高新区を視察**

11月20日、十六銀行上海駐在員事務所・三石和洋所長は、日本の地方銀行上海事務所所長一行24名を率いて常州高新区を視察した。その際、常州市新北区政

協副主席、常州高新区商務局副局長の馬詠梅氏が一行と会見し、双方は更なる協力の深化について交流を行った。



今回の視察を通じ、今後中日両国関係の発展、経済往来がより多くの役割を果たすことを期待している。

**住友電気工業(株)一行が常州市を訪問**

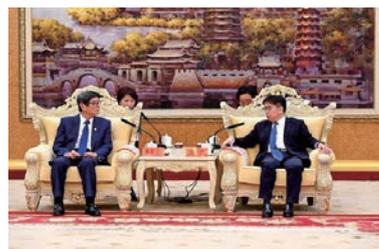
11月22～23日、住友電気工業の井上治社長一行が常州を訪問し、中華圏の現地法人の責任者、グ

ループ・グローバル幹部ら約150人が集まる中華圏主管者会議に参加し、22日には潘冬鈴副市長が同社一行と会見し、双方は協力の成果を強固なものにし、よりハイレベルなウィンウィンな関係を実現したいと述べた。

**スイス医療科学技術代表団が常州高新区を訪問**

11月7日、常州高新区はスイスセンター・常州と共同で、常州医療科学技術デーのイベントを開催した。

スイス医療科学技術代表団から30名余りの企業及び業界専門家が上海輸入博覧会后に常州高新区を訪問し



この活動に参加し、区内の医療機器企業と共に、「いのちと健康」をテーマに、業界の健全な発展について討議した。



**輸入博で輝く高新区企業**

第7回中国国際輸入博覧会が11月5日から10日にかけて上海で開催され、トヨタ、亨睿(HRC)、ケルヒャー、ヘレウス等、高新区に進出している企業が出展し、AI、低空経済、新エネルギー車等分野の最新製品を世界中の顧客に向けて展示した。

その内、亨睿(HRC)が出展した「高級炭素繊維コクピット」は常熟で生産されたもので、既に量産車種にも採用されている。

ケルヒャーは7年連続で出展しており、今回は常熟で生産されている業務用床洗浄機、高圧洗浄機等を出展。業務用床洗浄機の作業効率



は清掃員10人分に相当し、空港、高速鉄道駅、駐車場、工場倉庫など幅広く現場で使用されている。

常熟企業は、輸入博での世界的な影響力を利用し

て積極的に発展の機会を捉え、国際経済貿易協力を深化させ続けている。

**ヘレウスが開業**

11月20日、ドイツ・ヘレウスグループ(HERAEUS)が出資した「賀利氏電子技術(蘇州)有限公司」の開業式が行われた。同公司是ヘレウスが2023年2月に2,000万ユーロを投じて設立、工場面積は約7,000㎡、主にハイエンド半導体パワーモジュールサーメット基板の生産に従事し、その製品は主に新エネ車の分野で使用される。

**常熟でスマートカーのコンテストが開催**

11月22日から23日まで、常熟市で連続開催10回目の「第14回中国スマートカー未来チャレンジ」が開催された。

今年のコンテストは、悪天候などの極端な状況下でのスマートカーの完全自動運転機能に焦点を当てており、大学研究機関や企業から総勢76チームが参加した。



**外商投資企業代表者座談会を開催**

当開発区は、区内の外資系企業代表者約50名を招き座談会を開催し、外商投資企業の発展要求と問題に焦点を当て、問題の解決策、発展戦略

を共に模索した。

現在、外資企業は当開発区の工業生産額の50%以上、税収の30%以上、対外貿易の70%以上を占めており、開発区の安定した経済成長に重要な役割を果たしている。

**第18回中日国際超精密加工会議(CJUMP)が開催**

湖南大学無錫半導体先進製造イノベーションセンターが主催する標記会議が錫山で開催され、国内外の主要大学、研究機関、企業から300人以上の専門家が集まった。



同会議は、生産加工分野における超精密加工に関

わる国際会議で、本分野において中国では最も重要な国際会議となっており、毎回活発に最新の研究報告が行われている。

**区内の消防訓練を実施**

全国消防日宣伝週間中、錫山区应急管理局、錫山生態環境局、錫山区消防救助隊は開発区内の主要企業を対象に有害化学物質漏洩緊急対応訓練を実施した。

訓練は、企業の2階作業場が生産計画通りに生産作業を行っていたところ、突然アセトンが漏れ、漏れたアセトンが発火し作業場内で火災が発生した想定で行われた。訓練では、直ちに安全環境保護部門に状況を報告し、警戒アラームを鳴らして人員の避難を促し、消火活動を行った。

開発区は安全と環境保護の統合管理を活用して、企業のニーズに基づいてより便利、効率的かつ正確なサービスを提供し、企業の健全な発展を支援し、安全生産レベルの効果的な向上を促進します。



### プロジェクト集中調印式を開催

11月30日午前、揚州経済技術開発区で、ハイレベルプロジェクトの集中調印式を開催した。調印式では総投資額50億元のハイエンドフレキシブル新素材プロジェクトや、5億元の光導波路スクリーンプロジェクトなど、総投資額128億元の26件の主要プロジェクトが調印された。

### 安全注射器の分野でトップ企業に

揚州美德業医療用品有限公司は、2006年に開発区に設立された使い捨て滅菌医療製品を開発・製造する企業で、設立以来17年間医療機器分野に深く関わっており、特に中国で最も早く「安全注射器」製品シリーズを開発、生産しており、主な製品には、針刺し防止注射器、安全注射器、安全自己注射器、輸液針、静脈血採取針、その他の医療消耗品が含まれる。

現在、同社は10億元を投じて医療産業パークを建設しており、このプロジェクトが完了後には、安全

なワクチン注射器の年間生産量は30億本、ワクチン充填



済み医薬品包装材料の生産能力は2億本になり、産業チェーンを拡張し、サプライチェーンを安定させ、国内安全注射器分野のリーディングカンパニーとなることを目指している。

### 1-10月 揚州経済技術開発区の成果

今年1月から10月まで、揚州経済開発区が誘致したプロジェクトで、1億元を超える先進製造業プロジェクトは110件で、そのうち10億元を超えるプロジェクトは4件であった。また、設備投資額が5,000万元以上の主要プロジェクトは30件だった。

また10月末時点で、検討中の1億元を超える製造業プロジェクトは121件ある。



### 黄茅海海上通路が開通

本誌3月号で紹介した、「黄茅海海上通路」が12月11日に開通した。

同プロジェクトは、江門市と珠海市を結ぶ全長31km（海上は14km）の国家プロジェクト。これにより、江門から珠海へは1時間から30分へと短縮され、香港国際空港へは1時間で到着できる。

同プロジェクトは、2019年に発表された「グレートベイエリア発展計画綱要」で初の海を跨ぐインフラプロジェクトとして2020年6月に着工し、先に

完成している、広東・香港・マカオを結ぶ「港珠澳大橋」、深圳市と中山市を



橋や海底トンネルで結ぶ「深中通道」に次ぐ海を跨ぐ大型プロジェクトとなった。

### 深圳市と海洋経済発展協力枠組み協定に署名

12月6日、2024年深圳世界投資会議海洋産業投資促進イベントが深圳会議展示センターで開催され、イベント会場で、深圳市海洋開発局と江門市発展改革局が海洋経済発展協力枠組み協定に署名した。今年、「深中通道」の正式開通により、深圳と江門間の交流はより便利になり、海洋産業における協力のための良好な基本条件が整い、その協力と発展の展望が広いことから、今回の調印となった。今後は、海洋産業の繁栄を両市共同で促進する。

### 64社が広東省の製造業トップ500に選出

最近発表された、「2024年広東省製造業トップ500企業研究報告書」で、江門市の64社が選ばれた。この数は広東省では佛山市、深圳市に次ぐ第3位で、省全体の12.8%を占め、前年の39社から大きく増加した。

# 1月以降の行事案内

## 後援事業

### 【第19回名古屋中国春節祭】

日 時：1月11日(土)～13日(月・祝)  
 主 催：名古屋中国春節祭実行委員会  
 共 催：中華人民共和国駐名古屋総領事館  
 会 場：久屋大通公園

## 新年賀詞交歓会

日 時：1月22日(水)12:00～13:00  
 会 場：名古屋ガーデンパレス 3階 栄泉の間  
 形 式：立食パーティー  
 参加費：お一人様 5,000円(税込)

## 主催セミナー

### 【中国子会社の再編・撤退実務の勘所】

日 時：2月21日(金)14:00～16:30  
 会 場：名古屋商工会議所ビル3階 第6会議室  
 講 師：日上正之 (株)アウトバウンド・  
 マネジメント代表取締役  
 張 殿士 北京大成(上海)律師事務所  
 パートナー弁護士  
 参 加：会員限定(無料)

## 1月 中部国際空港(セントレア)発着 中国線フライトスケジュール

中部→北京(首都)			
CA760	14:15→16:40	月火水木金土日	※NH5743

北京(首都)→中部			
CA759	09:10→13:05	月火水木金土日	※NH5742

中部→上海(浦東)			
JL883	08:55→11:05	月火水木金土日	※MU4196/FM1016
MU292	10:15→12:05	月火水木金土日	※JL5621
CA406	12:40→14:30	月火水木金土日	※NH5747
HO1392	13:00→15:00	月火水木金土日	※NH9796
MU530	13:35→15:55	月火水木金土日	※JL5617
9C8602	15:25→17:25	月火 木金土日	
FM890	16:00→18:00	月火水木金土日	※MU8638/JL5796
MU720	17:00→19:20	月火水木金土日	※JL5619
CZ8104	19:35→21:40	月火水木金土日	

上海(浦東)→中部			
CA405	08:20→11:40	月火水木金土日	※NH5746
HO1391	08:40→12:00	月火水木金土日	※NH9795
MU529	09:25→12:35	月火水木金土日	※JL5616
9C8601	11:00→14:25	月火 木金土日	
FM889	11:45→15:00	月火水木金土日	※MU8637/JL5795
MU719	12:30→16:00	月火水木金土日	※JL5618
CZ8103	15:05→18:35	月火水木金土日	
MU291	17:15→20:50	月火水木金土日	※JL5620
JL884	17:45→21:10	月火水木金土日	※MU4197/FM1015

中部→大連			
CZ620	13:00→14:30	月火 木 土	

大連→中部			
CZ619	08:25→12:00	月火 木 土	

中部→天津			
JL841	10:55→13:25	月 金	※FM1018/MU4209
GS7982	19:10→21:30	月 水 金 日	

天津→中部			
GS7981	14:10→18:00	月 水 金 日	
JL840	14:35→18:20	月 金	※FM1017/MU4210

中部→南京			
HO1616	20:40→22:55	火 木 土	※NH9792

南京→中部			
HO1615	15:55→19:40	火 木 土	※NH9791

中部→深圳			
ZH754	15:00→19:15	月火水木金土日	※CA3880

深圳→中部			
ZH753	09:25→14:00	月火水木金土日	※CA3879

中部→杭州			
MF8702	22:25→00:40	月 水 金	

杭州→中部			
MF8701	16:55→21:25	月 水 金	

中部→瀋陽			
CZ698	13:10→15:40	火 木 土	

瀋陽→中部			
CZ697	08:15→12:10	火 木 土	

中部→広州			
CZ6056	15:00→19:05	月火水木金土日	

広州→中部			
CZ6055	09:05→13:45	月火水木金土日	

中部→西安			
MU2026	19:15→23:25	月 水 金 土	

西安→中部			
MU2025	13:30→18:15	月 水 金 土	

中部→蘭州			
MU720	17:00→00:35	月火水木金土日	※上海経由 JL5619

蘭州→中部			
MU719	07:55→16:00	月火水木金土日	※上海経由 JL5618

ご利用の際は各航空会社、旅行社にご確認下さい  
 ※上記スケジュールは変更になる場合があります

JL：日本航空  
 CA：中国国際航空  
 ZH：深圳航空

NH：ANA      HO：吉祥航空      MF：厦門航空      9C：春秋航空  
 FM：上海航空      MU：中国東方航空      GS：天津航空      CZ：中国南方航空  
 ※中部国際空港HPを参考に作成

資料

## 今年日本国内で開催される主な中国関連商談会

### △第26回中国江蘇省輸出商品展示会

会期：5月20日(火)～22日(木)

主催：江蘇省商務庁

会場：マイドームおおさか

内容：アパレル、ホームファブリック、  
靴・帽子、日用品、ギフト、アウトドア  
用品など

### △2025大阪国際ライフスタイルショー／ 浙江省輸出商品(大阪)交易会

会期：9月10日(水)～12日(金)

主催：浙江省商務庁

会場：インテックス大阪

内容：ライフスタイル雑貨、ファッション雑貨、  
アウトドア&スポーツ

### △第6回中国遼寧省輸出商品展示会

会期：8月26日(火)～28日(木)

主催：遼寧省人民政府

会場：マイドームおおさか

内容：機電設備、自動車部品、建材、  
農産物食品、医薬、軽工業、アパレル、  
ギフト、日用品、冶金、石油化学材料など

### △創出展2025 in NAGOYA

会期：9月24日(水)～25日(木)

主催：創出展2025 in NAGOYA実行委員会

会場：名古屋中小企業振興会館 吹上ホール

内容：ファッションと関連商品

資料

## 今年中国各地で開催される主な展覧会

### △第33回中国華東輸出入商品交易会

会期：3月1日(土)～4日(火)

会場：上海新国際博覧中心

主催：上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、  
福建省、江西省、山東省、南京市、寧波市

会場：国家会展中心(上海)

主催：国薬励展展覽有限責任公司

<同時開催>

中国国際康復及個人健康博覧会

中国国際養老福祉及護理用品博覧会

中国国際家用医療用品展覧会

### △中国国際紡織面料及補料(春夏)博覧会 (インターテキスト)

会期：春季 3月11日(火)～13日(木)

会場：国家会展中心(上海)

主催：中国国際貿易促進委員会紡織行業分会 他

<同時開催>

2025年上海国際服装服飾展覧会春季(CHIC2025)

2025年中国国際針織博覧会

2025年中国国際紡織紗線展覧会(2025Yarnexpo)

### △中国国際環保展覧会

会期：4月10日(木)～12(土)

会場：北京中国国際展覧中心

主催：中国環境保護産業協會

### △2025中国国際消費品博覧会

会期：4月13日(日)～18日(金)

会場：海南国際会展中心

主催：海南国際經濟發展局

### △第91回中国国際医療機器博覧会

会期：4月8日(火)～11日(金)

**△中国輸出入商品交易会 春季  
(広州交易会)**

会期：第1期 4月15日(火)～19日(土)  
第2期 4月23日(水)～27日(日)  
第3期 5月1日(木)～5日(月)  
会場：広州市・中国輸出入商品交易会展館  
主催：商務部、広東省人民政府

**△第19回中国国際工作機械展覧会**

会期：4月21日(月)～26日(土)  
会場：北京・中国国際展覧中心(順義館)他  
主催：中国机床工業工業協会

**△2025上海国際汽車工業展覧会**

会期：4月25日(金)～5月2日(金)  
会場：国家会展中心  
主催：中国汽車工業協会、上海市国際貿易促進委員会、中国国際貿易促進委員会汽車行業分会

**△2025(第27回)大連国際工業博覧会**

会期：5月14日(水)～17日(土)  
会場：大連自貿区国際会展中心  
主催：金普新区管理委員会、中国国際貿易促進委員会大連分会

**△第23回中国国際装備製造業博覧会**

会期：9月1日(月)～4日(木)  
会場：瀋陽国際展覧中心  
主催：瀋陽市商務事務服務中心

**△中国国際紡織面料及補料(秋冬)博覧会  
(インターテキスタイル)**

会期：9月2日(火)～4日(木)  
会場：国家会展中心(上海)  
主催：中国国際貿易促進委員会紡織行業分会 他

**△第25回中国国際投資貿易商談会**

会期：9月8日(月)～11日(木)  
会場：厦門国際会展中心  
主催：商務部

**△第22回中国-A S E A N博覧会**

会期：9月17日(水)～21日(日)  
会場：南寧国際会展中心  
主催：商務部、ブルネイ工業・初級資源部、カンボジア商業部、インドネシア貿易部、ラオス貿易部、マレーシア国際貿易・工業部、ミャンマー商務部、フィリピン貿易と工業部、シンガポール貿易・工業部、タイ商業部、ベトナム貿易部、A S E A N 秘書処

**△第25回中国国際工業博覧会**

会期：9月23日(火)～27日(土)  
会場：国家会展中心(上海)  
主催：国家發展改革委員会、商務部、科学技術部、工業・情報化部、中国科学院、中国国際貿易促進委員会、上海市人民政府 他

**△中国輸出入商品交易会 秋季  
(広州交易会)**

会期：第1期 10月15日(水)～19日(日)  
第2期 10月23日(木)～27日(月)  
第3期 10月31日(金)～11月4日(火)  
会場：広州市・中国輸出入商品交易会展館  
主催：商務部、広東省人民政府

**△第31回中国義烏国際小商品博覧会**

会期：10月21日(火)～24日(金)  
会場：浙江省・義烏国際展覧中心  
主催：浙江中国小商品城集团股份有限公司

**△第8回中国国際輸入博覧会**

会期：11月5日(水)～10日(月)  
会場：国家会展中心(上海)  
主催：商務部、上海市人民政府

**△2025第23回広州国際汽車展覧会**

会期：11月21日(金)～30日(日)  
会場：中国輸出入商品交易会展館  
主催：中国対外貿易中心、中国機械工業聯合会、中国国際貿易促進委員会汽車行業分会、中国汽車工業協会

※上記は予定で、開催が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

# 中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

## 日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年	190,221	5.8	248,190	22.0	▲57,969	赤字拡大
2023年	175,863	▲7.5	248,190	▲0.7	▲70,473	赤字拡大
2024年11月	16,621	4.1	23,441	4.2	▲6,820	赤字拡大
2024年1-11月	171,483	7.2	229,177	2.4	▲57,694	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 11月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金 額	構 成 比
		輸出	91,524
輸出	内 総額	91,524	100.0
	内 訳		
	アメリカ	16,701	18.2
	EU	7,539	8.2
	アジア	50,116	54.8
	うち中国	16,621	18.2
輸入	内 総額	92,700	100.0
	内 訳		
	アメリカ	10,061	10.9
	EU	9,641	10.4
	アジア	46,511	50.2
	うち中国	23,441	25.3

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 11月の主な増減品目

単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	増加	1 非鉄金属
		2 有機化合物	17.6	0.6	
		3 半導体等電子部品	8.2	0.5	
	減少	1 自動車	▲33.0	▲2.3	
輸入	増加	1 通信機	27.1	3.8	
		2 電算機類(含周辺機器)	15.2	1.0	
		3 鉄鋼	24.9	0.2	
	減少	1 半導体等電子部品	▲20.1	▲0.4	
		2 自動車	▲55.2	▲0.4	
		3 液化天然ガス	全減	▲0.3	

出所：日本・財務省

## 名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年	33,604	▲0.8	17.7	28,963	24.7	11.7	4,641	黒字縮小
2023年	28,720	▲14.5	16.2	30,030	3.6	12.3	▲1,310	赤字転換
2024年11月	2,642	▲3.2	15.9	2,743	▲3.7	11.7	▲101	赤字縮小
2024年1-11月	25,165	▲3.2	14.7	28,228	2.5	12.3	▲3,063	赤字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港  
国際空港：中部空港、静岡空港

### 11月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金 額	構 成 比
		輸出	21,228
輸出	内 総額	21,228	100.0
	内 訳		
	アメリカ	5,706	26.9
	EU	2,216	10.4
	アジア	7,456	35.1
	うち中国	2,642	12.4
輸入	内 総額	10,982	100.0
	内 訳		
	アメリカ	976	8.9
	EU	1,192	10.9
	アジア	6,185	56.3
	うち中国	2,743	25.0

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

### 11月の主な増減品目

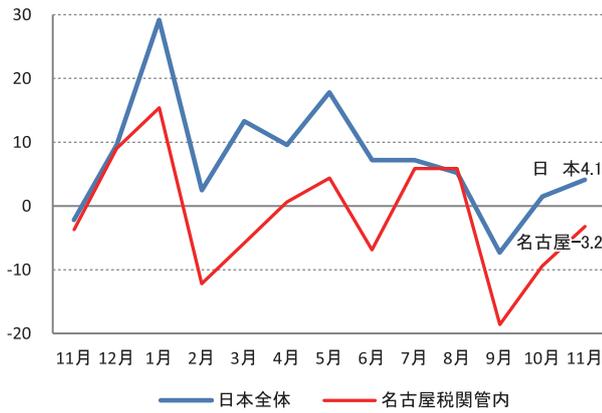
単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
			輸出	減少	1 自動車
		2 自動車の部分品	▲20.7	▲3.3	
		3 鉍物性タール及び粗製薬品	▲89.9	▲1.6	
輸入	減少	1 がん具及び遊戯用具	▲80.0	▲4.2	
		2 自動車	▲41.1	▲1.3	

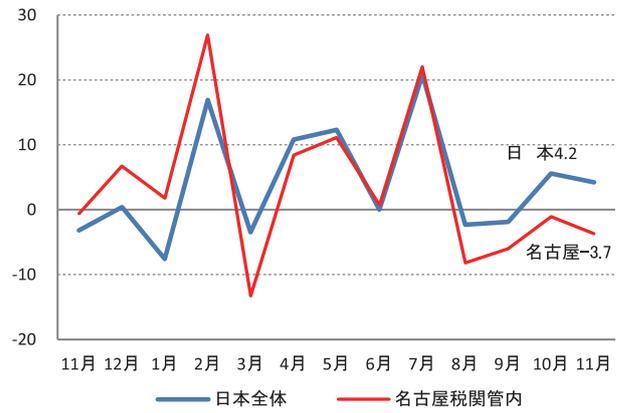
出所：名古屋税関

## 日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

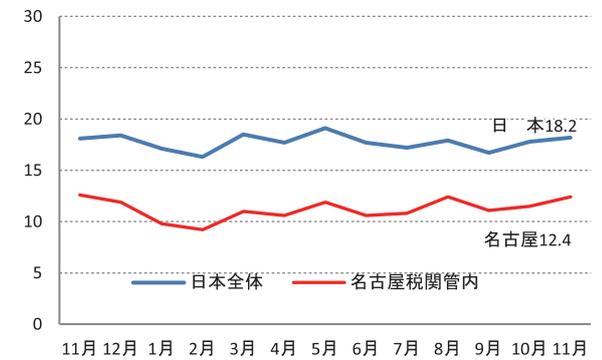
中国への輸出額の月別伸率(%)



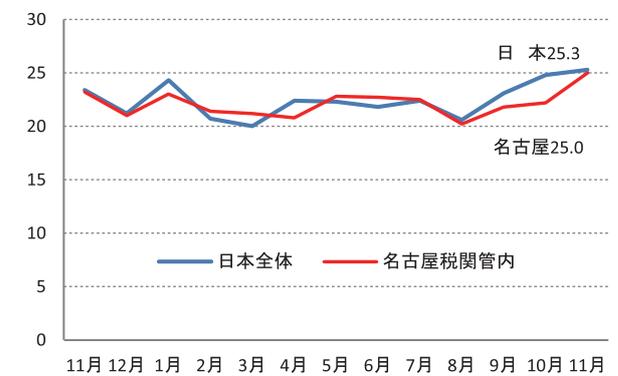
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



## 中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年	35,936	7.0	27,160	1.1
2023年	33,800	▲4.6	25,568	▲5.5
2024年11月	3,123	6.7	2,149	▲3.9
2024年1-11月	32,407	5.4	23,560	1.2

出所：中国税関総署

## 中国の外資導入

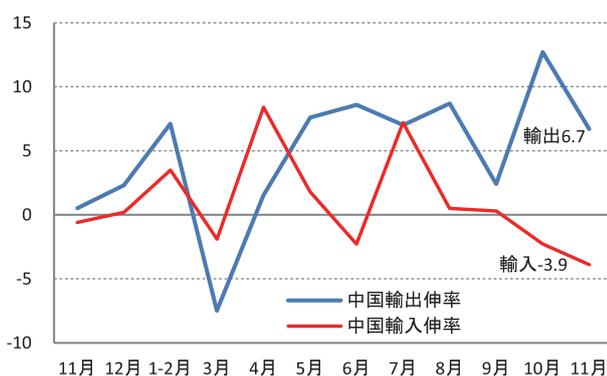
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2
2022年	N/A	N/A	1,891.3	8.0
2023年	53,766	39.7	1,609.1	▲14.9
2024年1-11月	52,379	8.9	1,054.4	▲28.8

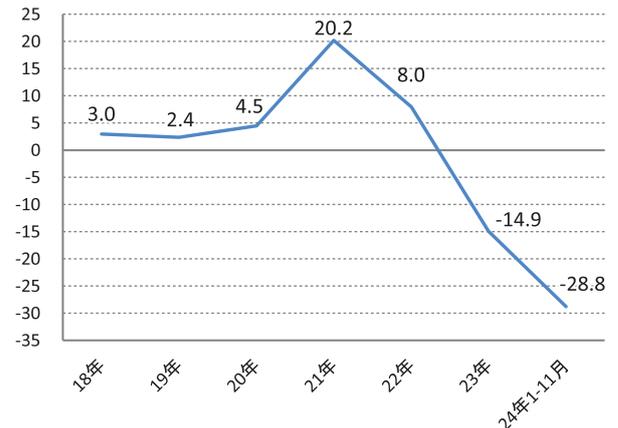
出所：中国商務部

※24年1-11月の実行ベース金額は、中国税関総署発表の同時期の貿易総額の平均為替レート(1ドル=7.11人民元)を基に元からドルに換算。

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の伸率(%)



## 中国の物価動向

### 消費者物価指数CPI (%)

	11月	1-11月
消費者物価指数	0.2	0.3
うち都市	0.1	0.2
農村	0.2	0.3
うち食品	1.0	▲0.6
食品以外	0.0	0.4
うち消費財	0.0	0.0
サービス	0.4	0.7

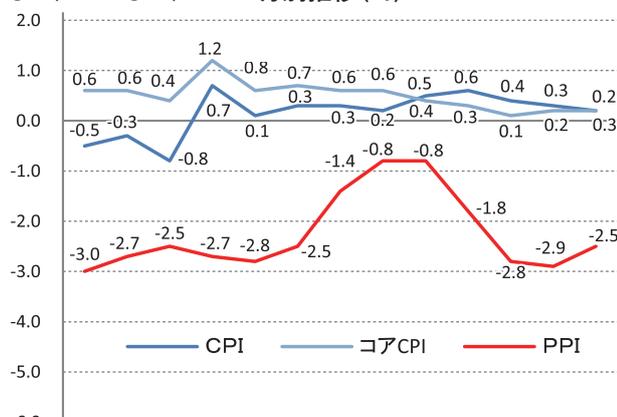
出所：中国国家統計局

### 工業生産者物価指数PPI (%)

	11月	1-11月
工業生産者物価指数(PPI)	▲2.5	▲2.1
うち生産資材	▲2.9	▲2.5
うち採掘	▲4.9	▲2.7
原材料	▲2.9	▲1.6
加工	▲2.7	▲2.9
生活資材	▲1.4	▲1.1
うち食品	▲1.5	▲1.1
衣類	▲0.3	▲0.1
一般日用品	0.2	0.0
耐久消費財	▲2.7	▲2.1
工業生産者仕入物価指数	▲2.5	▲2.2
うち燃料、動力類	▲6.5	▲3.9

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数  
出所：中国国家統計局

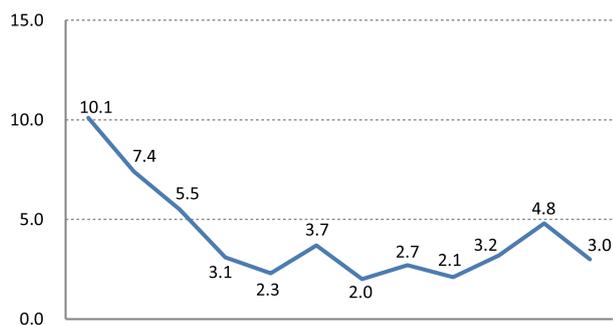
### CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月

※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

### 中国の消費財小売総額の伸率(%)

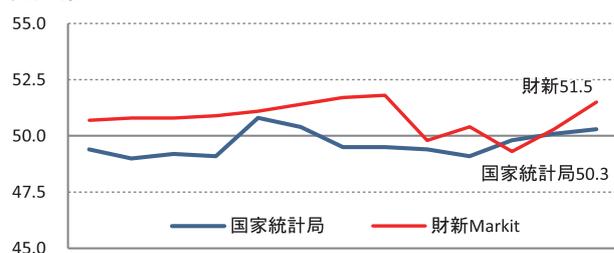


11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月

出所：中国国家統計局

## 中国の景気先行指数

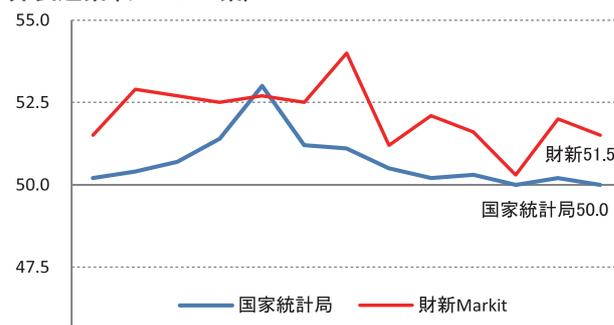
### 製造業PMI



11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月

※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数  
景気後退<50<景気拡大

### 非製造業(サービス業)PMI



11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月

## 中国の固定資産投資

### 24年1-11月の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		465,839	3.3
産業別	第一次	8,709	2.4
	第二次	161,632	12.0
	第三次	295,498	-1.0
地域別	東部	N/A	1.4
	中部	N/A	4.8
	西部	N/A	1.4
	東北	N/A	2.9

### 固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

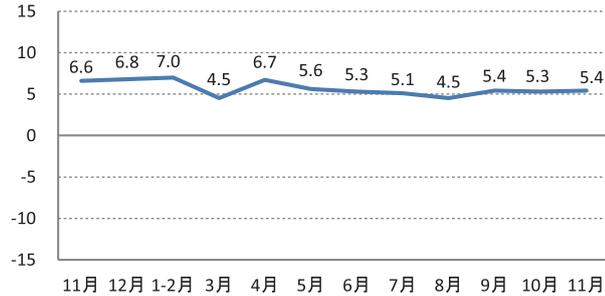
## 中国の工業

### 工業付加価値の伸率(%)

	11月	1-11月
一定規模以上の工業生産	5.4	5.8
内訳 鉱業	4.2	3.2
製造業	6.0	5.9
電気・ガス・熱・水生産供給業	1.6	5.8
内訳 国有企業	3.9	4.3
株式制企業	6.0	6.1
外資系企業	3.4	3.8
私営企業	4.5	5.3

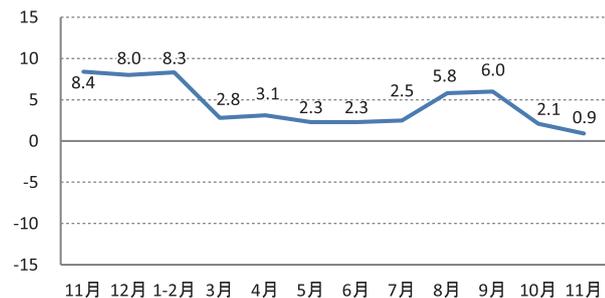
出所：中国国家統計局

### 一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



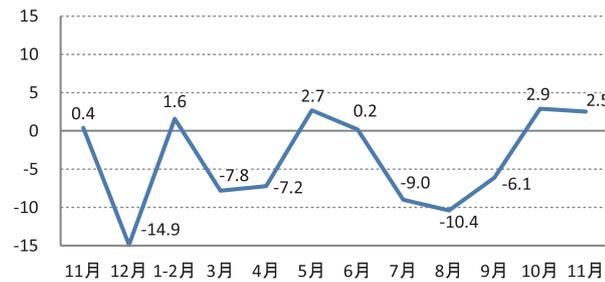
出所：中国国家統計局

### 一日当たりの発電量の月別伸率(%)



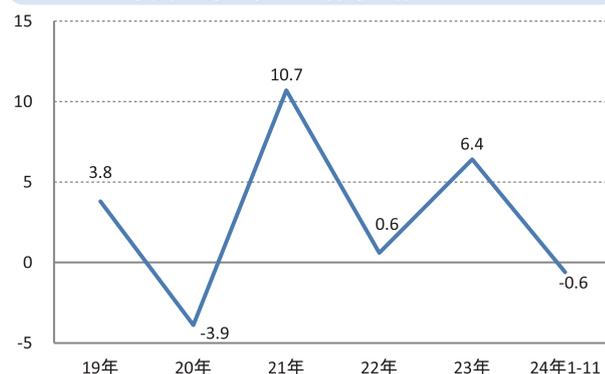
出所：中国国家統計局

### 粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

### 中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

## 中国の自動車販売台数

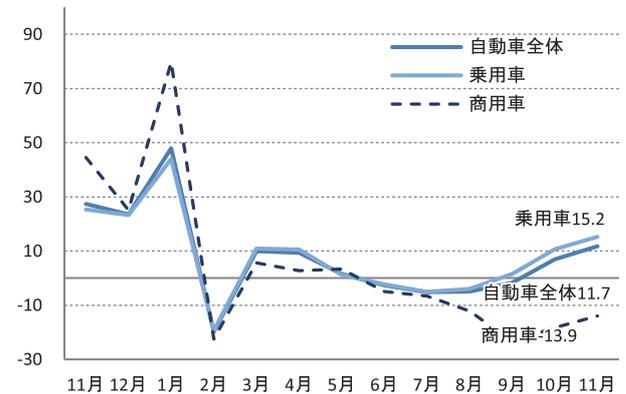
台数：万台

年月	自動車	
	乗用車	商用車
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
2021年	2,627	479
2022年	2,686	330
2023年	3,009	403
2024年11月	332	32
2024年1-11月	2,794	350

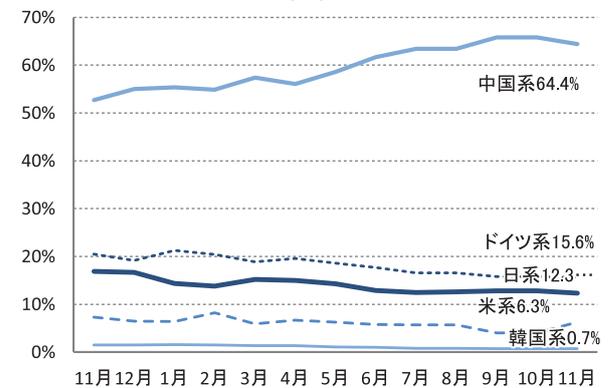
出所：中国汽车工業協会

※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

### 自動車販売台数の月別伸率(%)



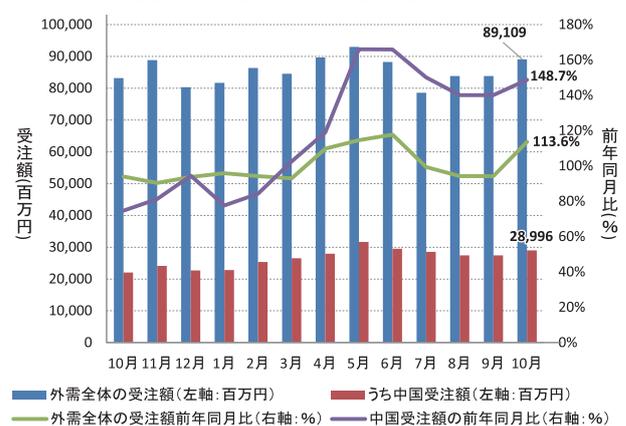
### 日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報協会の

## 日本の工作機械外需統計

### 外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

# 〈中国短信〉

## ◆広州白雲空港 外国人向け総合サービスセンター開設

広州白雲国際空港で、このほど外国人総合サービスセンターが開設され、決済、通信、交通、文化、観光に関する総合サービスの提供が始まった。外貨両替、通信処理、交通チケット発券、文化観光コンサルティングなどのサービスを含む。うち空港のT1ターミナルとT2ターミナルには10カ所の外貨両替所が設置され、T2ターミナルの国際電話カード販売所では、外国人がパスポートなど身分証明の提示により、短期滞在中の電話、インターネットの使用、タクシーやフードデリバリー等アプリの使用が可能となった。

## ◆上海市 電子アライバルビザの試行範囲を拡大

上海市は国家移民管理局の認可を受け、2024年10月25日より、電子アライバルビザ(中国語：電子口岸ビザ。以下「電子ビザ」と言う)の試行範囲を、従来の中国(上海)自由貿易試験区・臨港新区から、上海市浦東新区全域に拡大した。同区の登録企業が招聘し、且つ電子ビザの条件を満たす外国人は、F(訪問)、M(ビジネス)、R(人材)、Z(就労)、S2(私的事由)のいずれかで電子ビザが申請でき、上海の出入国ゲート(管理窓口)から入国できるようになる。

電子ビザはオンラインのみで申請手続きが完了し、招聘元企業は上海市公安局出入国管理局の公式サイトから「中華人民共和国電子口岸査証確認書」をダウンロードして申請者に送付し、申請者は同確認書を電子デバイスに保存或いは印刷で所持し、パスポートと電子ビザの提示によって入国・滞在が認められる。

## ◆中国民間企業数 5,500万件超

国家市場監督管理総局によると、2024年9月末時点で、中国の事業者数は1億8,800万件に上り、前年同期比で3.9%増加した。そのうち企業は6,020万件(同6.1%増)、個人事業主は1億2,500万件(同3.0%増)で、うち民間企業は同6.02%増の5,554万2,300件と、企業全体の92.3%を占めた。

1～9月、全国の新規設立民間企業数は619万1千件で、産業別では第一次産業が16万5千件、第二次産業は82万5千件、第三次産業は520万1千件だった。

## ◆汚染物質排出許可制度 25年より全面的に実施

生態環境部は11月4日、「汚染物質排出許可制度の全面的な実施案」を発表し、汚染物質排出許可制度の改革目標を示した。本案により、汚染物質排出許可制度は2025年より全面的に実施され、2027年末を目処に汚染物質の排出管理はより標準化・厳格化されることになる。

〈これまでの経緯と本案の主要目標〉

2016年11月	国務院が「汚染物質排出許可制度管理の実施計画」を公布。全ての固定汚染源を対象とした汚染物質排出許可証の交付を2020年までに完了することを目標に掲げる
2016年12月	環境保護部が計画の円滑な実施の確保を目的に「汚染物質排出許可証の管理に関する暫定規定」を公布
2018年1月	環境保護部が「汚染物質排出許可管理弁法(意見募集稿)」を公布
2024年4月	環境保護部が汚染物質排出許可制度の管理を総合的に推進することを目的に「汚染物質排出許可管理弁法」を公布
2024年11月	生態環境部が「汚染物質排出許可制度の全面的な実施案」を公布

〈本案の主要目標〉

2025年末まで	産業騒音と産業固体廃棄物の排出許可管理が総合的に完了し、海洋工学汚染排出許可の管理も基本的に完了する。汚染物質排出量の計算方法を含む排出許可に関する多くの技術仕様が策定・改訂され、全国の火力発電、鉄鋼、セメントなど産業の生態環境統計と排出許可の統合が完了する。
2027年末まで	固定汚染源排出許可制度のシステムが更に改善され、全ての主要汚染物質排出が許可によって管理され、排出許可制度を中核とした固定汚染源監視制度が導入される。汚染排出許可の「証書」による管理が全面的に実施され、固定汚染源に対する汚染排出許可の全ての要素、全ての連携、フルサイクル管理が基本的に実現され、汚染排出許可制度の有効性を効果的に発揮する。

## ◆アルミ材・銅材など輸出増値税還付を廃止

財政部・国家税務総局は11月15日、輸出税還付政策の調整に関する公告を発表した。2024年12月1日から対象品目の輸出増値税還付が廃止または13%か

ら9%に引き下げとなる。

アルミや銅など非鉄金属の還付率が13%からゼロになるため、中国内外への影響は小さくない。これらは製造業に欠かせない重要資源で、過剰な海外流出を避け、国内利用を図る狙いがある。

調 整	対象品目
輸出増値税還付を廃止	アルミ材・銅材、化学的に改質された動植物または微生物由来の油脂類
輸出増値税還付率を13%から9%に引き下げ	一部の石油精製品、太陽光発電製品、電池、一部の非金属鉱物製品

### ◆不動産取得税で優遇措置

中国は不動産市場の活性化に向けた財政支援策として、住宅購入時の優遇措置を発表した。12月1日から面積が140㎡以下で且つ各世帯2軒目までの住宅購入は、不動産取得税(契税)が従来の最大3%から1%に一律引き下げられる。改正前の最低税率1%の適用は面積が90㎡以下であった。

また北京、上海、広州、深圳の一級都市では、普通住宅(一般住宅)と非普通住宅(高級住宅)の区分を廃止し、個人が購入から2年以上経過した住宅を売却する際、増値税が免除される。更に中国全域において土地増値税(付加価値税)の前払い率の下限を一律で0.5%ポイント引き下げる。調整後は、東部で1.5%、中部および北東部で1%、西部で0.5%となる。

### ◆デジタルインボイス 本格導入

12月1日から中国全土でデジタルインボイス(中国語: 全面数字化的電子發票、略して「全電發票」)の本格的な導入が始まった。

デジタルインボイスは従来の紙ベース・電子發票と異なり、PCや携帯端末を使いWeb上のシステム(プラットフォーム)から発行するもので、企業にとってコスト削減(プリンター・USBキー等専用機器が不要)や、利便性の向上(税務局にて發票の税目の査定・空白發票の受領が不要)に繋がるなど利点が多いとされる。2021年12月1日に広東省、上海、内モンゴルでデジタルインボイスの試験導入が始まり、2023年11月1日に試験導入が全国で行われており、満を持しての本格導入である。

一方、店舗でデジタルインボイスを発行してもら

う場合、支払者の会社名、税番号、中国の携帯電話番号など情報の入力が必要となっており、海外からの出張者にシステムが対応していない問題点が残る。

日本からの出張者が中国での飲食費などを清算するための領収書もらうには、税番号を空欄のまま、中国国内の同行者の携帯番号を借りる形で店に伝え、仮のインボイスを発行してもらい、ウィーチャット(微信)に送信、またはプリントアウトして持ち帰るなどの対策が当面必要となる。

### ◆外資100%の病院設立を許可

中国国家衛生健康委員会などは11月29日、「独資医療分野の対外開放・拡大の試行に関する案」を発表し、北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深圳、海南島全域を対象に外資100%出資の病院設立が可能になった。条件は、総合病院、専門病院、リハビリテーション病院のいずれかで、且つ3級規模(市全体を対象として高度な診療を行う大規模病院)であること。外国人医師、香港・マカオ・台湾の医師、他の医療関係者の短期的な雇用が可能であるが、病院の管理職及び医療専門職員の雇用比率は中国籍者(大陸出身者)が50%以上であることが義務付けられている。中国では2000年以降、中外合資(合弁)による医療機関の設立が認められ、60以上の医療機関があるとされる。

### ◆中国のドローン産業が急成長

中国航空運送協会は10月26日、「2023～2024年中国民間無人運航航空発展報告書」を発表した。報告によると、今年8月末時点で実名登録されているドローンは2023年末比56.8%増の198万7千機に達し、ドローン操縦免許の発行件数は同13.9%増の22万件だった。2023年末の時点で、ドローン開発企業は2,300社以上あり、量産可能なドローン製品は1千種類を超えるなど、民間ドローン産業の規模は、前年比32%増の1,174億3千万元(約2兆3,486億円)となった。